

「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」に関するよくある御質問

	質問	回答
1	既に設置工事を開始していたり、設置済の機器は、補助の対象になりますか？	既に設置工事に着手しているものや、設置している機器は、補助の対象外です。
2	設置工事に係る労務費、附帯工事費や地中熱ヒートポンプの測量試験費等は、補助対象経費として認められますか？	認められません。 補助対象経費については、補助対象設備の設置に係る請負工事費のうち、工事の対象となる当該機器代のみです。
3	申請手続きの代行を業者に依頼したいと考えていますが、申請代行ができる業者なら誰でもよいのですか？	手続代行者は、補助対象設備の請負工事を実施する者に限ります。 なお、請負工事を実施する者は、旭川市内に本店、支店もしくは営業所等を有する者、又は北海道実施の太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業における事業者に限ります。
4	設置工事は、いつ着手できますか？	補助対象設備の設置工事は、交付決定通知を受けた日以後に着手できます。 (交付予定者に通知する「審査対象者決定通知書」は、交付決定通知書ではございませんので御注意ください。)
5	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金は、国や北海道、その他の補助金と重複して補助を受けることはできますか？	他の補助金と併用して申請できます。 また、他の補助金の制度によっては、本市補助金との重複を認めない場合もありますので、御自身で御確認の上、申請してください。
6	過去に補助金を受けたことがありますか、申請できますか？	過去に本市補助金の交付を受けたことがある方は、同一の補助対象設備について申請できません。
7	補助金額に消費税は含まれますか？	消費税は、補助金の対象としません。
8	「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」と「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」の両方を申請することはできますか？	できません。「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」と「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」のいずれか1つのみ申請できます。
9	手続代行者に依頼した場合、市からの通知は、申請者と手続代行者のどちらに送られてくるのですか？	全ての通知は、申請者に送ります。
10	交付決定通知後に、完了予定日の変更の届出は必要ですか？	完了予定日の変更だけなら、届出は必要ありません。
11	新築家屋に設備を設置するのですが、完了報告書の住所は、申請時の住所ではなく、工事完了後の新築家屋の住所を記入するのですか？	その通りです。また、設置場所の確認に使用するため、工事代金支払日以降発行の住民票の提出をお願いします。
12	新築家屋に補助対象設備を設置しますが、設置前の写真は必要ですか？	必要となります。新築家屋であっても、機器設置前後の工事写真及び全体写真が必要です。